

長洲町



(役 場)

一 概 況

長洲町は、熊本県の北西部に位置しており、西及び南部を有明海に面し、対岸には島原半島を望んでいる。北は荒尾市と接し、南東部を流れる行末川を境に玉名市と接した、人口一六、五九四（平成二二年国勢調査）、面積約一九平方キロメートルの町である。

海岸線から町中央部にかけては肥沃な水田が広がり、東部は小高い丘陵地でみかん、新高（ジャンボ梨）などの果樹栽培が行われている。また、有明海は干満の差が大きく干潮時には二キロメートルにも及ぶ広大な干潟があらわれ、海苔の養殖場となっている。このほか金魚の養殖も盛んで「長洲の金魚」として知られている。内陸部及び有明臨海工業用地には、造船及びサッシなどの金属関係の企業が多数立地しているほか、名石浜工業団地には国内最大級の発電量を有する太陽光発電施設、有明ソーラーパワーが建設され、発電出力は三、七五〇キロワットである。年間では、約一、〇〇〇世帯分の年間消費電力量に相当する発電を行っている。この施設は、「環境の町、長洲」の取り組みの一環に位置づけられ、小学校や会社団体などの見学者の受け入れも行っている。

交通機関としては、JR鹿兒島本線が町の中央部を北西から南東へ走り、長洲駅を擁している。沿海部には、国道五〇一号が走っている。また、長洲港と多比良港とを結ぶ有明フェリーが運航されている。

名所旧跡としては、有明海をへだたせた多良岳にかかる夕日は、「長洲の落日」といわれ大変美しい。熊本約八五〇年の歴史と伝統を誇る勇壮果敢な祭「的ばかい（破魔弓祭）」で有名な四王子神社、全国大会の予選大会でもある「九州金魚すくい選手権大会」が五月の連休期間中に開催される、金魚と鯉の郷広場などがある。

二 町名の由来

合併前の旧長洲町地域は、古くから長渚、泣洲の浜、千鳥ヶ浜などと呼ばれていた。この名称のおこりは、景行天皇西征のとき、その妃、御刀媛が天皇のあとを慕って豊後の国からこられたが、すでに天皇が発発されたあとで、逢えなかったのを悲しんで涙を流し、ついに入水されたので「泣洲の浜」となったという。

また、この地域は、長い渚で千鳥が鳴いている浜であるため、その自然現象が住民の口の端にのぼり「長渚」「千鳥ヶ浜」の名が自然に発生したともいう。

旧藩時代の荒尾手永惣庄屋、関氏の手鑑の記録によると、江戸時代初期からすでに長須村と記されており、それを上区と下区に分けている。その後、江戸時代中期からは、長洲町と記され、上町、下町に分けて記録されている。そして昭和三年（一九五七）一〇月の三か町村合併の際も、地理的、経済的中心であるこの地方の名称を新町名とした。

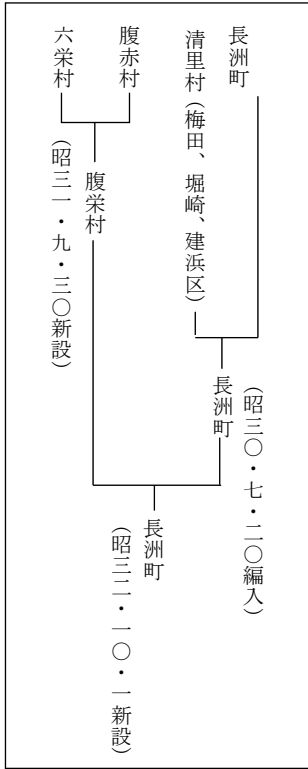
三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、長洲町は荒尾市との一市一町の合併パターンが示されていたが、長洲町は玉名市を軸とした任意協議会へのオブザーバー参加を決め、その後正式に任意協議会に参加した。町内ではその後、荒尾市との法定協議会設置を求める住民協議も起こったが、玉名郡市での法定協議会移行の方向性が固まっていた時期であったことから、町議会が荒尾市との法定協議会設置議案を否決した。

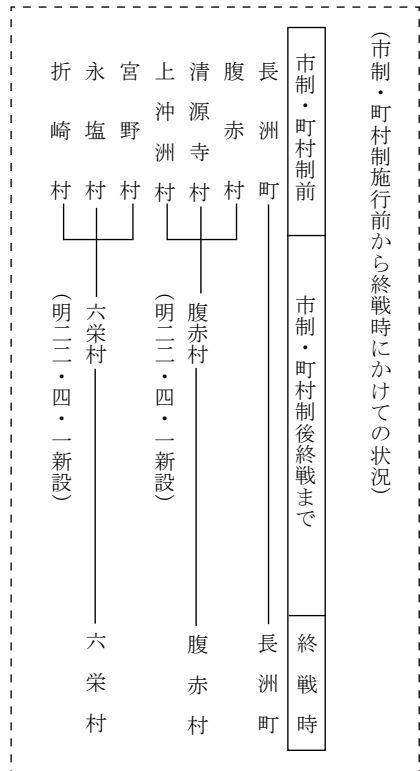
その後、玉名地域一市八町での合併協議が続いたが、平成一六年一〇月にこれが休止してしまい、以降長洲町では合併に向けた動きは顕在化しなかった。（第二編「荒尾・玉名地域」参照）

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



（市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況）



（一） 長洲町

旧藩時代、本町は、荒尾手永惣庄屋の管下であり、その会所が長洲町にあった。明治九年（一八七六）に、上町、下町が合併して長洲町と称するようになって以来、本町は、単独で一行政区域をなし、以後他町村と行政区域を同じくすることなく、三年の町村制施行の際もそのまま長洲町として残った。

（二） 清里村（荒尾市の項参照）

（三） 腹赤村

景行天皇西下の際、一漁師が「ニベ」という腹の赤い魚を献上したので「腹赤の浜」と名付けられ、これが村名となったといわれるように、有明海沿岸で最も古くから繁栄した漁業の中心地で、住民の大部分が漁業に従事していた。鎌倉時代、小代重俊が地頭職に補せられて以来、室町時代まで、その領有するところであった。旧藩時代は、長洲に会所を置く荒尾手永惣庄屋の治下にあった。明治七年（一八七四）、腹赤、清源寺、平原、上沖洲、下沖洲の各村は第八大区第一小区に属し、その後平原は清源寺に合併され、上沖洲と下沖洲は合併して沖洲となった。一二年郡区町村編制法施行のとき沖洲、清源寺、腹赤は一行政区域となって戸長役場が置かれたが、その中から下沖洲が分裂した。二二年、町村制の施行により三か村が合併して腹赤村となった。

(四) 六栄村

本村の地域は、明治初期まで永方、塩屋、宮崎、宮崎出目、向野、折地、赤崎の七か村からなっていたが、明治五年（一八七二）、第三大区第八小区（塩屋は第七小区）となり、七年の大小区制改正により第八大区第一小区となった。さらに地租改正に伴う合併によって九年に永方、塩屋が永塩村に、宮崎、宮崎出目、向野が宮野村に、折地、赤崎が折崎村になった。一二年、郡区町村編制法の施行により、この三か村が一行政区域となり、二二年の町村制施行による六栄村合併の基礎となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年（一九五三）一月、県が発表した合併試案によると、大野、睦合、六栄の三か村、腹赤、長洲、清里の三か町村がそれぞれ合併する計画となっていたが、関係町村の間では大野、睦合、高道、鍋の四か村合併および六栄、腹赤、長洲、清里の四か町村合併の話合いが進められていた。ところが、清里村の去就をめぐって、合併への動きに異常な混乱がおこった。清里村は、二九年一月ごろから前記四か町村合併の態度をとり、他の三か町村にもこれを呼びかけ、早期合併の実現を望んでいた。しかし、六栄、腹赤両村は、六栄村への住友鉱業玉名炭田開発の問題もからみ、大野村ほか三か村ブロックに合併する気配を見せはじめた。このころ、清里村は、村の去就について無記名投票で議会議員の意向をたどしたところ、一四対一で荒尾市編入希望が圧倒的に多かった。そこで、村長は、四か町村合併の方針を改め、荒尾市長をたずねて荒尾市への編入希望を申し出、市長の快諾を得た。その後、同年一二月には同市に対し編入に伴う一四項目の要望を申し入れた。

一方、同じころから、村内には荒尾市編入反対の声が次第に高まってきた。桜田地区を中心とする一、三八七人（うち四〇〇人はあとで賛成派に合流）は、連名で荒尾市編入反対の陳情書を村長に提出した。

三〇年一月九日、村長は荒尾市編入のための財産問題を審議するため議会を召集したが、反対派は役場入口でスクラムを組み、開会を妨害したので、警察官が出勤するという緊迫した事態も生じた。

一月一日には、同じく反対派から村長解職のリコール運動が起こされた。次い

て一月四日、あくまで荒尾市編入を強行しようとする村当局は、再度議会開会をはかったため、紛争はその頂点に達した。開会すれば賛成一〇票、反対四票で荒尾市編入議案が議決されることを予知していた反対派は、長洲、六栄、腹赤各村からの応援を加えて二、〇〇〇人が「悲しい編入、嬉しい合併」、「編入はやみ取引だ」等ののぼり二〇本を押し立て、スクラムを組んで開会を不能にする策にでたので、村長は、警察官の出勤を要請した。事態を重視した警察は、二個中隊三〇〇人を出動させ、役場前の道路にバリケードを張りめぐらし警戒にあたったが、この議会もついに流会となった。

一月六日、県係員が反対派代表らと会い

(一) 荒尾市編入が決定すれば、反対派は、四か町村合併の機が熟したとき分村する。

(二) 荒尾市編入議決の村会を一時延期する。

という調停案を示し、了承をとった。しかし、この調停案も村長側に拒否され、調停は不調に終わった。

一月二〇日、村長は反対派との摩擦をさけるため、荒尾市日の出区余田説教所で臨時村議会を開き、荒尾市編入を議決した。

一月二二日、村助役は、荒尾市編入議決書をそえて荒尾市長に正式に編入を申し入れた。

二月一六日、荒尾市長、清里村長らは、四月一日編入予定で県へ合併申請書を提出したが、県はこのような紛糾した状態では県議会への提出は困難である旨回答した。

その後、県へは、賛成派、反対派からそれぞれ合併議案の県議会提案の促進、あるいは延期の陳情がくりかえされた。その後、この編入議案は三月県議会に、県内の他の町村合併議案とともに提案されたが、本件は継続審議となり、のち県議会議員の任期満了により廃案となった。

この間、村内の対立感情は一向におとろえず、編入賛成派の要求で、荒尾市商工会議所が、衣料品店、時計店、金物店、茶屋など八軒を清里村に派遣し、一割引きの出張販売を行う等の事件もあった。また、反対派は、建浜区の公民館に「新清里村役場仮事務所」なるものを設け、新村長、助役などを決めようという話も真剣に検討された。

しかしながら、県を含めた関係者の努力により、六月一六日、県庁副知事室で両派が会合し、「九地区のうち、牛水中、牛水上、水島、小野の四地区は荒尾市編入を希望しているので、これ以外の高浜、建浜、堀崎、梅田、牛水下の五地区について住民投票を行う。」というあっせん案の調印にまでこぎつけたが、六月一八日には、この投票を前にして、暴力事件まで引き起こした。六月二〇日に行われた建浜、堀崎、梅田地区の投票では、分村すなわち長洲町合併に賛成が三分の二以上の票を獲得して分村が決定したが、六月二三日に行われた高浜、牛水下の投票では、両地区とも三分の二に達せず、荒尾市編入が確定した。

その後も村当局は、建浜など三地区の分村をさけるため、反対派との交渉を続けたが、反対派の意思はかわらなかった。

六月二六日、荒尾市および清里村の両議会で、「清里村を分村して編入する。」という議案を議決した（清里村議会は出席議員一五人中反対六人で議決）。

一方、長洲町では、これよりさき、同年三月二〇日、「たとえ清里村が分村しても、六栄、腹赤、清里との四か町村合併を行う。」旨全員一致で決議しており、六月二六日、清里村の建浜、堀崎、梅田の三地区の長洲編入を可決した。県では関係議案を六月県議会に提案し、七月二〇日をもって清里村は分村して荒尾市および長洲町にそれぞれ編入された。

長洲町ブロックの合併が清里村問題で紛糾している間に、県が当初示した合併試案の関係村のうち、大野、睦合の両村は三〇年に高道、鍋両村と合併して岱明村となったので、あとに残った長洲、腹赤、六栄の三か町村合併が問題となった。ところが、腹赤、六栄の両村では農村同志の合併を強調する意見と、さらに長洲町を加えた大合併を主張する意見が対立し、住民感情も悪化した。ただ、両村民はこの合併問題にからむ分村だけはいないという基本線では一致していた。三一年二月一二日、六栄村で、同月一九日、腹赤村でそれぞれ二か村合併か、三か村合併かについて住民投票を行ったところ、両村とも二か村合併に賛成という結果を得た。

そこで、両村は、同年六月合併協議会を設置し、建設計画等を策定した後、両村議会で合併関係議案を議決した。同年八月、両村合併が県議会において議決され、九月三〇日両村は合併し、「腹栄村」となった。

ところが、これについては「六か月後には長洲町と再度合併してほしい」とい

う県からの希望条件がつけられていた。しかし、腹栄村では、早期再合併には、反対の空気が強かった。

三二年一月一四日、県は新市町村建設促進法に基づき長洲町と腹栄村の合併を勧告した。腹栄村では、四月四日臨時村議会を招集し、両町村の合併議案を審議したが議決するに至らず、特別委員会を設置して継続審議することになった。

その後、五月九日、同村の定例議会で行った住民の世論調査を行う旨決定し、これに基づき六月一六日に投票が行われた。その結果は、合併反対五四パーセント、賛成四六パーセントとなり、その後行われた議会の議決も、一五対一三でいずれも長洲町との合併に反対するものが多く、結論が得られなかったため、村当局は住民の啓蒙に努力を重ねた。この結果、八月一日の臨時議会では、二五対五により合併の決議をし、翌二日、両町村の長、助役、正副議長、各常任委員長の会合が開かれ、八月四日には両町村の議員総会を行い、町村合併協議会の設置を決定した。同協議会は、八月六日、第一回会合を行ない、その後、二二日、二二日、二四日、二九日、三〇日、九月三日、九日、一六日と八回の会議を開き、建設計画、協定事項等を決定した。九月二二日、両町村は臨時議会を招集し、一〇月一日に合併し、町名は「長洲町」として発足することを全員一致で議決した。

3 合併条件及び協定事項

清里村の一部長洲町に編入

荒尾市、玉名郡長洲町は、市町村の廃置分合により、清里村から引き継いだ共有財産を次のように分割することを協定する。ただし、本協定は、市町双方の議会の議決を経て発効するものとする。

- (一) 小学校校舎および付属建物のうち一棟（二階建八教室）を除き、残り全部を長洲町に帰属させること。
- (二) 保育園ならびに公民館の建物全部を長洲町に帰属させること。
- (三) 中学校校舎および付属建物全部ならびに前記小学校新校舎一棟を荒尾市に帰属させること。
- (四) 小・中学校、公民館の敷地は、小学校の東西の便所北端を基準にして北に五メートルの点を分割点とし、南部を長洲町へ、北部を荒尾市へそれぞれ分割帰属させること。

- (五) 両市町各々の財産分割は、分村合併当時の協定率によること。ただし、分割取得量（土地および建物）に増減を生ずるときは、清里村の借入起債額をもって調整する。
- (六) 荒尾市は、分割後の所有建物全部をその行政区域内に、昭和三十一年八月三十一日までに移転すること。
- (七) 中学校実習地（田畑）は、荒尾市に帰属せしめること。
- (八) 小・中学校、保育園および公民館の動産は、前記協定率によって分配するが、個々の備品については、双方協議のうえ帰属を決めるものとする。

腹赤村と六栄村の合併

- (一) 合併の形式 腹赤村と六栄村を合体する。
- (二) 実施の時期 昭和三十一年九月三〇日
- (三) 新町村名 村名は「腹栄村」とする。
- (四) 役場の位置
 - 1 役場の所在地は、両村のほぼ中央で、交通、通信その他官公署との連絡および住民の至便な位置に置く。
 - 2 役場の建物は、当分の間、腹赤村大字清源寺二六六二番地、腹赤村役場を充てるものとする。
- (五) 役場の出張所 当分の間、六栄村に設け、同役場を充てる。
- (六) 出張所事務
 - 1 戸籍、住民登録、諸証明、配給等の事務
 - 2 主任、使丁を含めて三人
- (七) 議員の任期 町村合併促進法の特例を適用し、その任期を昭和三十一年九月末日まで延長する。
- (八) 議員の定数 定数一六人とし、合併後最初の選挙より実施する。
- (九) 農業委員会の委員の任期、定数
 - 1 町村合併促進法の特例を適用しない。
 - 2 選挙による委員定数 一一人
- (一〇) 教育委員会の委員定数 定数を三人とする。

- (一一) 合併関係村の職員の身分取扱
 - 1 町村合併促進法の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。
 - 2 職員の退職手当ては、退職者の退職時の月俸に左の割合を乗じて得た額を、次の区分により支給するものとする。

- (ア) 昭和三十一年三月三十一日までの退職者には一〇〇分の二〇〇
- (イ) 昭和三十一年九月三〇日までの退職者には一〇〇分の一五〇
- (ウ) 一年以上二〇年以下の期間については一〇〇分の六〇
- (エ) 一年以上二〇年以下の期間については一〇〇分の六五
- (オ) 二一年以上三五年以下の期間については一〇〇分の七〇
- (カ) 三六年以上の期間については一〇〇分の六五

- (一二) 助役の定数 一人とする。
- (一三) 嘱託員 現在のまま存置する。
- (一四) 資産および負債
 - 1 両村の保有するいっさいの資産は、新村に引継ぐものとする。
 - 2 両村の負債は、新村に引き継ぐものとする。
- (一五) 消防団の統合
 - 1 両村にある機械器具は、現状のままとし、逐次ガソリンポンプ等の購入をなし、消防機械器具の充実整備をはかる。
 - 2 現在の消防団を左記のとおり統合する。

村名	合併前			合併後		
	本団	分団	団員数	本団	分団	団員数
腹赤村	一	五	二一七			
六栄村	一	三	一五〇			
計	二	八	三六七	一	八	

- 3 逐次各地区に消防貯水溜を設ける。
- 4 新村役場内に消防団の本部を置く。

(一六) 税の調整

- 1 昭和三十一年度は、現在のままとする。
- 2 昭和三十三年度からは実地調査をなし、両村の税率を調整する。
- 3 村税の収入未済分は、合併前日までに九〇パーセント以上整理する。

(一七) 国民健康保険

- 1 合併と同時に統合する。
- 2 昭和三十一年度の税率は、現在のままとする。
- 3 昭和三十三年度から実地調査をなし、両村税率を調整する。
- 4 保険税の未収入は、合併前までに九〇パーセント整理する。

(一八) 大字の名称

腹栄村大字上沖洲、清源寺、腹赤、永塩、宮野、折崎

(一九) 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

- 1 教育委員会事務局の設置 役場内に設置する。
 - 2 小学校の位置 現在のままとする。
 - 3 小学校校舎の増、改、新築の方針 一応現在のままとし、漸次老朽校舎より改築する。
 - 4 小学校の校区 現在のままとする。
 - 5 中学校の位置 現在のままとする。
 - 6 中学校校舎の増、改、新築の方針 当分の間、現在のままとする。
 - 7 中学校の校区 現在のままとする。
 - 8 公民館の統合整備 統合する。
- (二〇) 診療所 六栄村にある診療所を現在のまま使用する。
- (二一) 下記の団体の早期統合をあっせんする。
- 農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団

長洲町と腹栄村の合併

- (一) 合併の形式 腹栄村、長洲町を合体する。
- (二) 実施の時期 昭和三十一年一月一日
- (三) 新町名 町名は、「長洲町」とする。
- (四) 役場の位置

役場は、当分の間、玉名郡長洲町大字一、四四〇番地に置き、長洲町役場の建物をもってあて、可及的すみやかに新町の地域的中心部に新築、移転する。(合併協議会において強く要望された腹栄村の主張は、十分尊重する。)

(五) 役場、出張所の位置および職員定数その他

- 1 出張所の位置は、当分の間、腹栄村の旧六栄村役場に置く。
- 2 出張所に、所長以下職員(使丁を含む。)三人以内を置く。
- 3 出張所においては、次の事務を行う。

(六) 議員の選挙区および定数

- 1 新町議会議員の定数は、二一人とし、合併後最初の選挙にかぎり、次の選挙区ごとに選出するものとする。
- 2 第一選挙区 旧腹栄村 一〇人 第二選挙区 旧長洲町 二一人

(七) 農業委員会の委員の定数は、一五人とする。

(八) 教育委員会の委員の定数は、五人とする。

(九) 合併関係職員の身分取り扱いに関する事項

町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般の職員は、引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。一般職の退職手当ては、普通退職手当ての額に左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

- 1 昭和三十一年二月末日までに退職の申し出をしたもの一〇〇分の二五〇
- 2 昭和三十三年三月末日までに退職の申し出をしたもの一〇〇分の二〇〇
- 3 昭和三十三年九月末日までに退職の申し出をしたもの一〇〇分の一五〇

(一〇) 助役の定数は、一人とする。

(一一) 駐在員の設置 当分の間、従来のみとする。

(一二) 資産および負債

- 1 両町村の資産は、新町に引き継ぐ。
 - 2 両町村の負債は、新町に引き継ぐ。
 - (一三) 消防団の統合
- 1 現在の両町村の消防機械器具は、新町に引き継ぐ。

- 2 新役場内に消防団の本部を置く。
- 3 分団数 一五分団、団員数五四二(旧腹栄村三三二人、旧長洲区二二〇人)
- 4 団長 一人 副団長 二人(旧町村各一人)
 - (二四) 町税の調整 従来どおりとする。
 - (二五) 大字の名称 従来どおりとする。
 - (二六) 国民健康保険 当分の間、従来のみとする。
 - (二七) 公民館の統合整備 統合する。
 - (二八) 教育委員会事務局の設置 当分の間、長洲町公民館に置く。
 - (二九) 小・中学校の学校区 当分の間、現在のみとする。
 - (三〇) 隔離病舎の位置 現在のみとする。
 - (三一) 診療所の位置 現在のみとする。
 - (三二) 公益質屋の位置 現在のみとする。
 - (三三) 保育所の位置 現在のみとする。
 - (三四) 火葬場の位置 現在のみとする。
 - (三五) 左の団体の早期統合をあっせんする。
 - 農業協同組合、漁業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団
 - (三六) 長洲町、腹栄村の潮止樋門は新町で管理する。
 - (三七) 町建設計画
- 1 保育所の統合整備

現在のみ新町で運営し、さらに腹栄地区内に新設し、逐次施設の充実を図るとともに全域にわたりひとしく本施設の使用ができるよう設置する。
- 2 公営住宅の統合整備 公営住宅は、現在のみ新町において運営する。
- 3 道路、橋梁、トンネルその他土木施設の整備
 - ア 長洲―平原―腹栄中学校―折地―赤崎を経て大野下に通ずる道路の改良、拡張
 - イ 上沖洲―向野―鷲巣を経て焼石に通ずる道路の新設、改良
 - ウ 建浜二の宮神社―葛輪―赤田―鷲巣へ通ずる道路の改良、拡張
 - エ 塩屋―永方―葛輪―赤田―鷲巣へ通ずる道路の改良、拡張
 - オ 宮野高田を経て産業道路に通ずる道路の改良、拡張

カ 出町踏切から新山踏切までの鉄道線北川沿道の新設

- キ 忠霊塔前から駅裏までの道路の新設
- ク 出町踏切から大明神に通ずる道路の改良、拡張
- ケ 旧清里役場から天神さんを経て県道に通ずる道路の改良、拡張
- コ 建浜区内の通学道路の改良、拡張
- カ 宮崎川より宮崎、赤田を経て荒尾の既設道路に通ずる道路の改良、拡張
- シ 長洲港、新川漁港の整備
- ス 長洲海岸線、その他一、五〇〇メートル下水道の新設
- セ 海岸堤防の強化促進
- 4 開田、開畑、干拓、灌漑排水施設の整備その他土地改良に関する事項
 - ア 腹栄村上沖洲の開田、整備
 - イ 腹栄村前塘姫ヶ浦の排水路の整備及び整理川排水工事施工
 - ウ 干拓工事の促進
- 5 水道事業、自動車運送業その他の公営企業に関する事項
 - ア 長洲地区、上沖洲地区の簡易水道敷設の建設促進
- 6 前号までに掲げるもののほか、合併の目的を達成するために必要な合併町の永久の利益をなすべき建設事業に関する事項
 - ア 中小河川の改修促進に努めること。
 - イ 水族館建設に努めること。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 清里村の一部長洲町に編入

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
長洲町	吉田 信夫	―	小島 米喜	浦島 春吉	大石 正行
清里村	嶋田 一馬	田上 春次	池田 昇	宮脇 栄	桜井 鉄蔵

(二) 腹赤村と六栄村の合併

生産額	農産		会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	上の学校 高等学校 千円	中学校以 下 千円	官 公 署	業態の割合				面積 平方軒	戸 数 戸	人 口 人	区 分		
	計	その他 千円									農業 業人 千円	都市的 業態 千円	計	その他 人					農業 業人	都市的 業態 人
計	284,933	35,490	1	19,550	11,750	390	447	1	1	4	575	53	502	1,533	124	723	腹赤村			
農産	16,333	1,633	1	1,955	606	179	226	1	1	3	29	4	20	451	66	393	合併			
工業	8,333	833	1	975	576	140	191	1	1	1	7	2	7	381	55	361	村			
その他	284,933	35,490	1	19,550	11,750	390	447	1	1	1	548	49	502	1,533	124	723	六栄村			
計	150,900	27,308	1	9,755	6,006	179	226	1	1	3	29	4	20	451	66	393	合併			
農産	13,963	1,396	1	1,633	1,053	290	351	1	1	1	41	5	40	870	113	700	村			
工業	8,333	833	1	1,066	576	140	191	1	1	1	7	2	7	381	55	361	六栄村			
その他	284,933	35,490	1	9,755	6,006	179	226	1	1	1	548	49	502	1,533	124	723	六栄村			

(三) 長洲町と腹赤村の合併

生産額	農産		会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	上の学校 高等学校 千円	中学校以 下 千円	官 公 署	業態の割合				面積 平方軒	戸 数 戸	人 口 人	区 分		
	計	その他 千円									農業 業人 千円	都市的 業態 千円	計	その他 人					農業 業人	都市的 業態 人
計	23,966	1,372	1	5,835	2,509	297	1,039	1	2	8	74	6	71	1,687	124	1,750	長洲町			
農産	13,963	1,396	1	1,633	1,053	290	351	1	1	6	41	5	40	870	113	700	合併			
工業	8,333	833	1	1,066	576	140	191	1	1	1	7	2	7	381	55	361	町			
その他	23,966	1,372	1	5,835	2,509	297	1,039	1	2	1	33	1	31	1,687	124	1,750	長洲町			
計	46,675	4,675	1	11,700	4,578	437	1,430	1	1	1	115	11	104	2,558	177	2,450	合併			
農産	28,926	2,892	1	3,266	1,626	430	1,502	1	1	1	48	10	38	1,250	98	1,348	町			
工業	16,333	1,633	1	2,066	1,053	140	191	1	1	1	67	1	66	737	55	700	腹赤村			
その他	46,675	4,675	1	11,700	4,578	437	1,430	1	1	1	100	1	99	2,558	177	2,450	腹赤村			